

宇都宮市保育の実施選考基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、児童福祉法第24条第3項に基づく公正な方法による選考について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準指数 保育の実施を要する児童の保護者の状況を具体的に分類し、当該児童の保育を必要とする度合を客観的に判定するために設けた指数
- (2) 調整指数 保育の実施を要する世帯の特に考慮すべき状況を客観的に判定するために設けた指数

(選考方法)

第3条 入所の選考に当たっては、保護者の保育を必要とする度合いを別表1の「基準指数表」と別表2の「調整指数表」により指数化し、その合計指数の高いものを優先して保育の実施を行うものとする。

- 2 前項の場合において、合計指数に同点が出た場合には、別表3の「指数の合計が同点の場合の優先順位」により決定するものとする。
- 3 複数の保育所を希望する入所申込者については、それぞれの保育所ごとに選考を行うものとする。

(基準の見直し)

第4条 この基準は、社会環境の変化などを考慮し、実施基準指数表については5年、調整指数表については、随時、見直しを行うものとする。

(補 則)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は平成19年1月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日付け宇都宮市保育の実施選考方法基準要領は、廃止する。
改正文（平成22年12月1日告示第563号）
平成23年4月入所選考から適用する。
- 3 平成27年4月入所選考から適用する。
- 4 平成28年4月入所選考から適用する。
- 5 令和2年4月入所選考から適用する。
- 6 令和4年4月入所選考から適用する。
- 7 令和7年4月入所選考から適用する。

別表1 基準指数表

No.	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間	
1	就労	月160時間以上の就労を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		月140時間以上の就労を常態		9		
		月120時間以上の就労を常態		8		
		月100時間以上の就労を常態		7		
		月80時間以上の就労を常態		6		
		月64時間以上の就労を常態		5		
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の前後2か月の期間	
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅 内療 養	常時病臥			10
			精神疾患	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
障がい	身体障がい者手帳を有し1・2級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度		10			
	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度		8			
	身体障がい者手帳を有し3級程度		6			
	身体障がい者手帳を有し4~6級程度		4			
4	同居親族 の介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅 介 護	重度障がい者等の全介護（要介護5, 4）			10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合			8
			上記以外の程度			4
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷, その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		10	当該期間	
6	求職	日中求職活動のため, 外出することを常態としている場合		2	3か月以内	
7	就学等	就学・技能習得のため通学している場合		就労時間に準ずる	当該期間	
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
9	その他, 市町村が定める事由（死亡, 離別, 行方不明, 拘禁等）			10		

別表2 調整指数表

	No.	条 件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいをもつ場合	3
	4	保護者が重度の障がい、養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所した後、育児休業明けに入所を希望する場合	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	5
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している場合 (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	3 (+1)
	11	転居による転園の場合 転入による入所希望の場合(転入元で認可保育所等に在籍していた場合に限る)	1
子育て支援・ 少子化対策の配慮	12	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	13	産休・育休期間明けに入所を希望する場合	3
	14	出産・育児のために離職し、退所した後、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所等を希望する場合	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 > 疾病・障害 > 就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧>求職
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割課税額が低い世帯を優先する